

徳島県告示第三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定に基づき、放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和五年三月一日から適用する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において一般の縦覧に供する。

令和五年二月一日

日和佐港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾名

日和佐港

二 放置等禁止区域

弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―四）、弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―五）、内ヶ磯橋取合（施設番号 三六〇〇七Ｂ―五―一一）、内ヶ磯橋、内ヶ磯橋取合（施設番号 三六〇〇七Ｂ―五―二〇）、陸域、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―〇九）、城山物揚場隔壁護岸（施設番号 三六〇〇七Ｂ―五―一二）、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―一〇）、城山物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―一一）、陸域、城山護岸（施設番号 三六〇〇七Ｂ―五―二二）及び弁才天物揚場（施設番号 三六〇〇七Ｃ―六―四）により囲まれた海面

三 放置等禁止物件

船舶及び浮栈橋